

合併協議会

音羽町・御津町地域版

特集号

2007年11月

豊川市
Toyokawa

音羽町
Otowa

御津町
Mito

だより

豊川市・音羽町・御津町合併協議会

〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地

豊川市役所内（北庁舎2階）

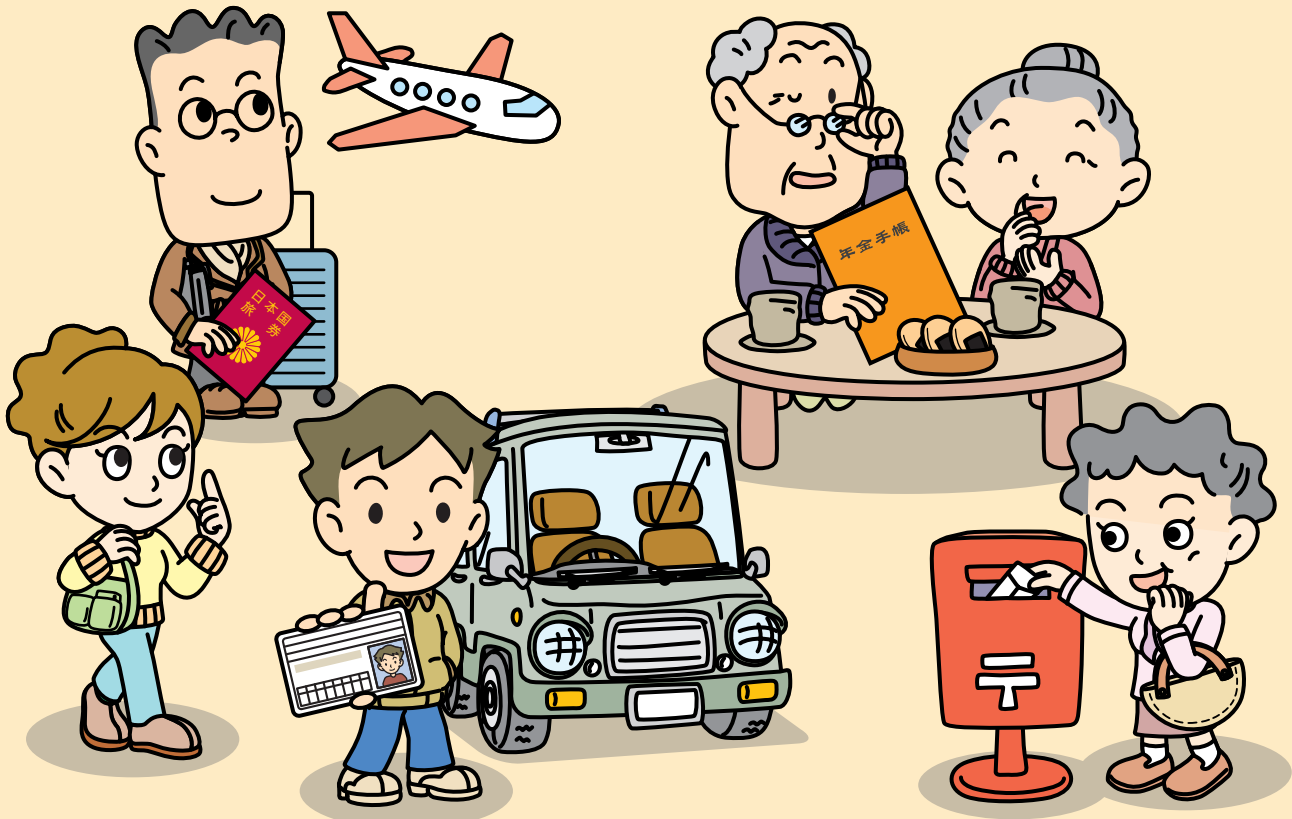
TEL (0533)89-2263

FAX (0533)89-2125

URL <http://tom-gappei.jp>

E-mail info@tom-gappei.jp

新しい住所表示に伴う変更手続きのご案内



平成20年1月15日から、豊川市、音羽町、御津町は
新「豊川市」としてスタートします。

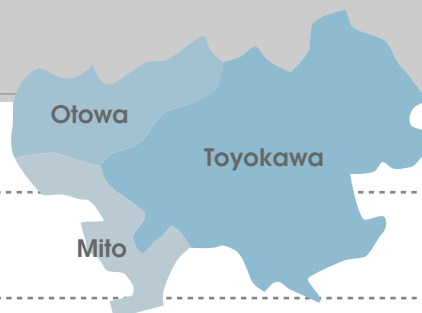
今回の合併協議会だよりでは、合併による住所表示の変更に伴い、皆さんがお持ちの免許証・許可証・証明書などについての住所変更手続きの必要性などについてお知らせします。住所変更を必要とするものは、ほとんどありませんが、必要な場合もありますので、この場合の詳細はそれぞれの問合せ先にご確認ください。

※仮に手続きが必要な場合であっても、いずれも合併日の1月15日以降でないと手続きはできませんのでお間違えないようにお願いします。



合併後の町名・住所表示

平成20年1月15日から下記のとおりとなります。



豊川市 変更ありません。

音羽町 原則として「大字」及び「字」を削除するとともに、大字名を町名とします。

【原則】 宝飯郡音羽町大字〇〇字△△ → 豊川市〇〇町△△

※ただし、赤坂台については、「町」をつけません。

合併前 (△△は字名)	合併後 (△△は字名)
宝飯郡音羽町赤坂台	→ 豊川市赤坂台
宝飯郡音羽町大字赤坂字△△	→ 豊川市赤坂町△△
宝飯郡音羽町大字長沢字△△	→ 豊川市長沢町△△
宝飯郡音羽町大字萩字△△	→ 豊川市萩町△△

御津町 原則として「大字」及び「字」を削除するとともに、「御津」を町名とします。

【原則】 宝飯郡御津町大字〇〇字△△ → 豊川市御津町〇〇△△

合併前 (△△は字名)	合併後 (△△は字名)
宝飯郡御津町安礼の崎	→ 豊川市御津町安礼の崎
宝飯郡御津町大字赤根字△△	→ 豊川市御津町赤根△△
宝飯郡御津町大字大草字△△	→ 豊川市御津町大草△△
宝飯郡御津町大字御馬字△△	→ 豊川市御津町御馬△△
宝飯郡御津町大字金野字△△	→ 豊川市御津町金野△△
宝飯郡御津町大字上佐脇字△△	→ 豊川市御津町上佐脇△△
宝飯郡御津町大字下佐脇字△△	→ 豊川市御津町下佐脇△△
宝飯郡御津町大字下佐脇新田字△△	→ 豊川市御津町新田△△
宝飯郡御津町大字豊沢字△△	→ 豊川市御津町豊沢△△
宝飯郡御津町大字坪野字△△	→ 豊川市御津町坪野△△
宝飯郡御津町大字西方字△△	→ 豊川市御津町西方△△
宝飯郡御津町大字広石字△△	→ 豊川市御津町広石△△
宝飯郡御津町佐脇浜字△△	→ 豊川市御津町佐脇浜△△
宝飯郡御津町御幸浜字△△	→ 豊川市御津町御幸浜△△

電話番号は？

変更ありません。



郵便番号は？

変更ありません。



新しい住所表示に伴う変更手続きのご案内

合併後の住所変更に伴う手続きは、原則、必要ありません。


新市名は国が告示して全国に知らせるため、国・県・市町村などの公共団体に関する住所の変更手続きは原則として不要です。

ただし、なかには必要となるものもありますので、手続きについて、皆さんの生活に関係が深いと思われるものを中心にお知らせいたします。参考にしてください。

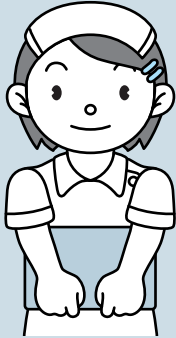











■市役所（現役場）に関係すること


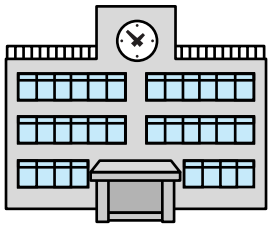


※表中の「お問い合わせ先」は、11月1日現在のものです。

項 目	要・不要	合併に伴う手続きの有無について	お問い合わせ先	
住 民 登 録	住民票・戸籍・戸籍の附票	不要	手続きの必要はありません。 市役所において新しい住所・本籍に書き換えます。	音羽町住民課 ☎88-8003 御津町住民課 ☎76-4705 豊川市健康福祉部 市民課 ☎89-2136
	印鑑登録証	要	印鑑登録証（音羽町・御津町）は、合併後も平成21年1月31日まではそのまま使用できますが、その間に特例の新規登録が必要です。 実印、旧印鑑登録証、身分を証明する書類（運転免許証または健康保険証）を持参してください。	
	外国人登録証明書 住民基本台帳カード	不要	手続きの必要はありません。 合併後、ご来庁の際に変更の記載をします。	
国 民 年 金	年金手帳 （国民年金、厚生年金、共済年金加入者） 	不要	国（社会保険業務センター）が一括更新するため、手続きは必要ありません。 また、年金手帳の住所欄についても、平成9年から基礎年金番号導入に伴い記入不要となりましたので、変更手続きはいりません。	音羽町住民課 ☎88-8003 御津町住民課 ☎76-4705 豊川市健康福祉部 保険年金課 ☎89-2177
国 民 健 康 保 険	国民健康保険被保険者証 国民健康保険 限度額適用認定証 国民健康保険 標準負担額減額認定証 国民健康保険限度額適用・標準負担額認定証 国民健康保険 特定疾病療養受領証 国民健康保険 高齢受給者証 国民健康保険 被保険者資格証明書	不要	手続きの必要はありません。 新しい被保険者証等は平成20年1月上旬に郵送します。 新しい被保険者証等は合併時（1月15日）ではなく、2月1日から使用できます。音羽町・御津町で発行された被保険者証等は、2月1日以降は使用できませんので、2月1日になりましたら、豊川市役所又は現音羽町・御津町役場に返却してください。 2月1日以降に医療機関で受診される場合は、新しい被保険者証等を必ず提示してください。	音羽町保健課 ☎88-8004 御津町住民課 ☎76-4705 豊川市健康福祉部 保険年金課 ☎89-2135



項目	要・不要	合併に伴う手続きの有無について	お問い合わせ先	
老人保健医療	老人保健法の医療受給者証	不要	<p>手続きの必要はありません。 お手持ちの受給者証等を、3月末日までご使用ください。 なお、4月からは後期高齢者医療制度に変わります。手続きにつきましては後日担当課からお知らせします。</p>	音羽町保健課 ☎88-8004 御津町住民課 ☎76-4705 豊川市健康福祉部 保険年金課 ☎89-2164
	老人医療限度額適用・標準負担額減額適用認定証			
	老人保健特定疾病療養受領証			
福祉	乳幼児医療費受給者証	不要	<p>手続きの必要はありません。 新しい受給者証等は平成20年1月下旬に郵送します。 なお、音羽町・御津町発行の受給者証等は2月1日からは使用できませんので、2月1日になりましたら同封の返信用封筒にて返却してください。</p>	音羽町住民課 ☎88-8003 御津町住民課 ☎76-4705 豊川市健康福祉部 保険年金課 ☎89-2164
	障害者医療費受給者証			
	母子家庭等医療費受給者証			
医療	精神障害者医療費受給者証	要	<p>障害者自立支援法第52条による精神通院医療制度を受けている方には、直接通知をしますので必ず手続きをしてください。 手続きには、健康保険証、自立支援医療受給者証（精神通院）が必要です。</p>	
	福祉給付金支払証明書	一部要	<p>老人保健対象者の福祉給付金支給は、「自動払い」方式となります。この移行手続きについては、対象者に直接通知しますので必ず手続きをしてください。 なお、老人保健の住所地特例及び老人医療の方で福祉給付金の対象者は、平成20年1月下旬に新しい支払証明書（オレンジカード）を郵送します。</p>	
障害者手帳	身体障害者手帳	不要	<p>手続きの必要はありません。 合併後、ご来庁の際に手帳をご持参いただければ、住所変更手続きを行います。</p>	
	療育手帳			
	精神障害者保健福祉手帳			
障害者福祉	障害福祉サービス受給者証	不要	<p>手続きの必要はありません。 現在のものでも使用できます。 なお、受給者証等は、合併後新しいものを送付します。</p>	音羽町住民課 ☎88-8003 御津町安心課 ☎76-4706 豊川市健康福祉部 福祉課 ☎89-2131
	地域生活支援事業受給者証			
	愛知県在宅重度障害者手当（住所）変更届	不要	<p>手続きの必要はありません。 市役所が県へ住所の変更を届出ます。</p>	
	自立支援医療受給者証（精神通院）等記載事項変更届	一部要	<p>新しい住所表示に伴う変更手続きは必要ありませんが、国民健康保険加入者の方は豊川市より保険証が届きましたら記号及び番号の変更手続きをしてください。 健康保険証、自立支援医療受給者証、印鑑を持参してください。</p>	
	特別児童扶養手当（住所）変更届	不要	<p>手続きの必要はありません。 市役所において新しい住所に変更します。 なお、証書の住所変更については、後日個別にご案内します。</p>	

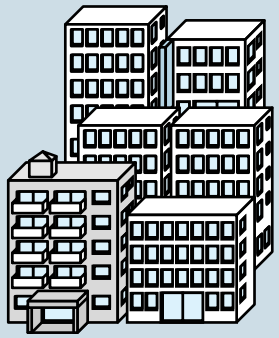
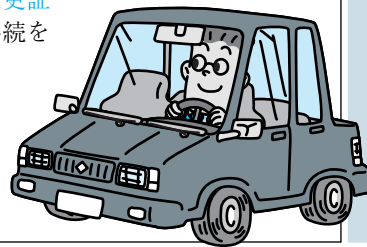

項目	要・不要	合併に伴う手続きの有無について	お問い合わせ先	
児童福祉 	児童手当（住所）変更届	不要	<p>手続きの必要はありません。 市役所において新しい住所に変更します。</p>	音羽町住民課 ☎88-8003 御津町安心課 ☎76-4706 豊川市健康福祉部 子ども課 ☎89-2133
母子 	母子健康手帳	不要	<p>手続きの必要はありません。 現在のものでも使用できます。</p> 	豊川市健康福祉部 保健センター ☎89-0610
	健康手帳			
	妊婦健康診査受診票			
	乳児健康診査受診票			
児童福祉 	児童扶養手当証書	不要	<p>手続きの必要はありません。 合併後、新しい証書を送付します。現在お持ちの証書は合併後速やかに返還してください。</p>	音羽町住民課 ☎88-8003 御津町安心課 ☎76-4706 豊川市健康福祉部 子ども課 ☎89-2133
	児童扶養手当（住所）変更届	不要	<p>手続きの必要はありません。 市役所において新しい住所に変更します。</p>	
愛知県遺児手当（住所）変更届	不要	<p>手続きの必要はありません。 市役所が県へ住所の変更を届出ます。</p>		
町遺児等の育成手当支給事項変更届	要	<p>町遺児等の育成手当は廃止となり、新たに市遺児の育成をはかる手当の新規申請をしていただきます。市の遺児手当認定申請書を提出してください。</p>		
介護保険 	介護保険被保険者証	不要	<p>手続きの必要はありません。 新しい被保険者証等は平成20年1月中旬に郵送します。 音羽町・御津町で発行された被保険者証等は、2月1日からは使用できませんので、2月1日になりましたら同封の返信用封筒で返却してください。 2月1日以降は、新しい被保険者証等を必ずサービス事業者等に提示してください。</p>	音羽町保健課 ☎88-8004 御津町安心課 ☎77-1500 豊川市健康福祉部 介護高齢課 ☎89-2173
	介護保険負担限度額認定証			
	介護保険特定負担限度額認定証			
	介護保険利用者負担額減額・免除等認定証			
	訪問介護利用者負担額減額認定証			
	社会福祉法人等利用者負担軽減確認証			
犬 	犬の飼い主の住所変更	不要	<p>手続きの必要はありません。</p>	音羽町住民課 ☎88-8003 御津町住民課 ☎76-4705 豊川市生活活性部 環境対策課 ☎89-2141
農業 	農業者年金の被保険者・受給者	不要	<p>手続きの必要はありません。 農業委員会を変更します。 なお、お手持ちの農業者年金証書は、手続きを行わなくても有効です。</p>	音羽町農業委員会 ☎88-8005 御津町農業委員会 ☎76-4707 豊川市農業委員会 ☎89-2138



項目	要・不要	合併に伴う手続きの有無について	お問い合わせ先
図書 図書室貸出券 図書館利用者カード 	不要	手続きの必要はありません。 音羽町図書館・御津町図書館の「貸出券」はそのまま使用してください。 豊川市中央図書館の利用者カードについても、手続きの必要はありません。	音羽町図書館 ☎80-1355 御津町文化会館 ☎76-3720 豊川市教育委員会 中央図書館 ☎85-5536
保育所・学校 保育所・学校等への住所変更手続き 	不要	豊川市・音羽町・御津町内にある保育園、小中学校、専門学校及び県立高等学校については、住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、国立・私立の学校、幼稚園については、各窓口へお問い合わせください。 	【保育所】 音羽町住民課 ☎88-8003 御津町安心課 ☎76-4706 豊川市健康福祉部 子ども課 ☎89-2133 【学校】 音羽町教育委員会 教育課 ☎88-8008 御津町教育委員会 生涯学習課 ☎76-4712 豊川市教育委員会 学校教育課 ☎93-0152
原付等 原動機付自転車（125cc以下）、 小型特殊自動車（農耕作業用等） の標識交付証明書及び標識 （ナンバープレート）	不要	手続きの必要はありません。 現在の標識をそのまま利用してください。 	音羽町税務課 ☎88-8002 御津町税務課 ☎76-4704 豊川市総務部 市民税課 ☎89-2129
税 法人市民税にかかる法人等の異動（変更）届出 市県民税にかかる特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	不要	手続きの必要はありません。	音羽町税務課 ☎88-8002 御津町税務課 ☎76-4704 豊川市総務部 市民税課 ☎89-2129
消防 危険物取扱者免状、 消防設備士免状	不要	手続きの必要はありません。	豊川市消防本部 予防課 ☎89-9684 ☎89-9685
口座振替 口座引落登録 （税金、保険料、水道料金、 下水道使用料等）	不要	手続きの必要はありません。	音羽町・御津町・豊川市 各担当課
その他 認可地縁団体登録事項の変更	不要	手続きの必要はありません。	音羽町総務課 ☎88-8000 御津町総務課 ☎75-2121
その他 認可地縁団体の規約等の変更	要	区域等の住所表示の変更、規約の条項中の「○町長」を「豊川市長」への変更が必要ですので、 規約変更の届出をしてください。	豊川市生活活性部 生活活性課 ☎89-2165



音羽町役場 ☎0533-88-8000(代表)
 御津町役場 ☎0533-75-2121(代表)
 豊川市役所 ☎0533-89-2111(代表)

■国や県などの公共的機関に関係すること

項目	要・不要	合併に伴う手続きの有無について	お問い合わせ先
(土地・建物登記簿) 不動産の所在	不要	手続きの必要はありません。 法務局で順次変更します。	<p>名古屋法務局 豊川出張所 ☎86-2097</p> <p>※豊川出張所管轄外の不動産については、その不動産所在地を管轄する法務局</p> <p>※会社・法人については、本店・支店の所在地を管轄する法務局</p> 
(土地・建物登記簿) 不動産所有者・抵当権者、 仮登記権利者などの住所	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 旧住所を新住所として読み替える「みなし規定」により、登記簿上の変更は行いません。 ただし、住所変更を希望される方は、登記申請書に新市で発行する住所表示変更証明書を添付して変更登記をすることができます。なお、その際の登録免許税は必要ありません。	
(商業・法人登記簿) 会社等の本店及び 支店の所在地並びに 役員等の住所	不要	会社（法人）の本店（主たる事務所）及び支店（従たる事務所）の所在地並びに役員等の住所の変更手続きは必要ありません。法務局で順次変更します。 ※音羽町・御津町に本店のない会社は、新市で発行する住所表示変更証明書を添付して変更登記をすることができます。なお、その際の登録免許税は必要ありません。詳しくは最寄の法務局にお尋ね下さい。	
自動車運転免許証の 本籍・住所	不要	<p>手続きの必要はありません。 証明書等として利用される場合は、新市で発行する住所表示変更証明書により変更手続きをしてください。</p> 	
自動車保管場所証明書・ 標章番号通知の住所	不要	手続きの必要はありません。 なお、合併後は必ず新住所で申請をしてください。	<p>豊川警察署交通課 ☎89-0110</p> <p>又は 東三河運転免許センター ☎85-7181</p>
通行禁止道路通行許可証、 駐車許可証等各種許可証の 住所変更	不要	手続きの必要はありません。	<p>豊川警察署交通課 ☎89-0110</p>
古物営業許可証、 風俗営業許可証	要	講習会申し込みなど来署する機会があれば早期に手続きをしてください。 合併後の新住所がわかる書類等が書き換えのときに必要です。書き換えの費用は無料です。	<p>豊川警察署生活安全課 ☎89-0110</p>
警備員指導教育責任者資格者証、 機械警備業務管理者資格者証、 警備員検定合格証	要	できれば記載事項の変更をしてください。しなければ資格を失うものではありませんが、早期に書き換えをしてください。 合併後の新住所がわかる書類等が書き換えのときに必要です。書き換えの費用は無料です。	
鉄砲刀剣類所持許可証	要	更新時あるいは来署する機会があれば早期に手続きをしてください。 合併後の新住所がわかる書類等が書き換えのときに必要です。書き換えの費用は無料です。	

項目	要・不要	合併に伴う手続きの有無について	お問い合わせ先
国民年金・厚生年金保険、船員保険の手帳又は証書の住所変更 会社・事務所の健康保険被保険者証の住所変更	不要	手続きの必要はありません。	豊川社会保険事務所 国民年金加入者 国民年金課 ☎89-4046
政府管掌健康保険被保険者証の住所変更	不要	(音羽町・御津町内の事業所にお勤めの方) 事業所あてに豊川社会保険事務所から通知し、事業所単位で交換されます。 (音羽町・御津町以外の事業所にお勤めの方) 手続きの必要はありません。保険証の裏面の住所は、各自で変更してください。	健康保険・厚生年金保険加入者 適用給付課 ☎89-4043 国民年金・厚生年金受給者 年金給付課 ☎89-4044
食品営業の許可 クリーニング所・美容所・理容所の届出 興行場営業・旅館業の許可 病院・診療所・歯科診療所の許可 薬局・医薬品販売業の許可	不要	手続きの必要はありません。 	豊川保健所 ☎86-3188
酒類販売業免許の販売場及び住所・所在地の変更	不要	手続きの必要はありません。	豊橋税務署 ☎0532-52-6201
旅券（パスポート）の変更	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、旅券最終ページの「所持人記入欄」の住所はご自身で訂正してください。	東三河県民生活プラザ ☎0532-55-2620
旅券（パスポート）の申請	不要	旅券取得のために申請時6ヶ月以内に取得した住民票・戸籍謄（抄）本は、合併前のものでも使用できます。ただし、氏名等記載内容に変更のある場合は、変更後のものを取得してください。	
郵便局の金融に関わるもの（郵便貯金通帳等） 郵便局の保険に関わるもの（簡易保険等）	不要	手続きの必要はありません。	お近くの郵便局 又は 音羽郵便局 ☎87-4245 御津郵便局 ☎75-2991
電話帳に掲載されている住所	不要	手続きの必要はありません。	西日本電信電話株式会社 ☎（局番なし）116
たばこの小売販売許可証の営業所の住所変更	不要	手続きの必要はありません。	財務省東海財務局理財課 ☎052-951-2546
電気使用者の住所	不要	手続きの必要はありません。	中部電力(株)豊川営業所 ☎85-2221
NHK受信料	不要	手続きの必要はありません。	NHK豊橋支局 ☎0532-55-1123

■住所表示変更証明書について■

住所表示の変更手続きが必要な場合、合併による住所表示の変更内容を証明する市長の証明書の添付を求められる場合があります。

この証明書については、合併日の平成20年1月15日以降に新市（支所など）において発行できるように準備しています。（手数料は無料です。）

